

議第22号

滋賀県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

付則第1項第2号中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

(滋賀県税条例の一部改正)

第2条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の4の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第21条第1項中「字句は、」の右に「それぞれ」を加え、同条第3項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

付則第1項第2号中「付則第15項」を「付則第12項」に改め、同項第3号中「から第12項まで」を削り、同項第4号中「付則第13項」を「付則第10項」に改める。

付則第5項中「。付則第9項において同じ」および「。付則第9項第3号において「改正法」という。」を削る。

付則第7項第3号中「を合計した金額」を削る。

付則第9項および第10項を次のように改める。

9 付則第5項から前項までの規定は、新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第5項	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
-------	-------------------	-------------------------

	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
付則第6項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
付則第7項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
前項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額

10 付則第5項から第8項までの規定は、新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第5項	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額

	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第6項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第7項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第8項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

付則中第11項から第13項までを削り、第14項を第11項とし、第15項から第18項までを3項ずつ繰り上げる。

第4条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項第2号、第38条第1項第2号、第38条の2第2項ならびに第38条の3第1項および第2項中「および保険業」を「、保険業および貿易保険業」に改める。

第60条第1項中「第7号までの」を「第6号までに規定する」に改め、同条第2項中「賦課期日（賦課期日後にその事由が発生したのものについては、その発生の日）後10日以内」を「納期限（第62条に規定する自動車税の賦課期日後に道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受ける場合で、当該新規登録に係る自動車が前項第3号から第6号までに規定する自動車に該当することとなつたときは、当該自動車に該当することとなつた日から10日を経過する日）まで」に改め、同項第1号中

「住所または所在地および」を削り、「名称」の右に「および住所または主たる事務所の所在地」を加え、同条第3項中「その事由がやんだ場合においては」を「当該課税免除に係る自動車が、同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当しなくなった場合には」に改める。

付則第10条の3第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第3項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項第4号中「この条」を「この項および次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」

を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

付則第25条第1項第1号を削り、同項第2号中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の2号を加える。

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分および平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分および平成31年度分

分

第2条中滋賀県税条例第37条第1項第2号、第38条第1項第2号、第38条の2第2項ならびに第38条の3第1項および第2項の改正規定を削り、同条例第60条の見出しおよび同条の改正規定ならびに同条を第73条の4とする改正規定を次のように改める。

第60条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第62条」を「第73条の7」に、「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」を「新規登録」に、「前項第3号」を「同項第3号」に改め、同条第4項を次のように改め、同条を第73条の4とする。

4 種別割を徴収した場合において、当該種別割について第1項ただし書の規定による承認をしたときは、知事は、当該種別割額に相当する額を還付する。

第2条中滋賀県税条例付則第10条の2の8の次に3条を加える改正規定を次のように改める。
付則第10条の2の8の次に次の1条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第10条の2の9 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

第2条中滋賀県税条例付則第10条の3の改正規定を次のように改める。

付則第10条の3の見出し中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第73条の5第1項第1号ア（ア）に規定する電気自動車をいう」に、「附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「第9条の2第1項に規定するものをいう」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ」を「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス」に改め、「自

自動車税」の右に「の種別割」を加え、「第61条第1項」を「第73条の5第1項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第61条第3項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第66条第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第2項中「第61条の2」を「第73条の6」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第2条のうち、滋賀県税条例付則中第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

付則第19条を次のように改める。

第19条 削除

第2条中滋賀県税条例付則第23条の改正規定を次のように改める。

付則第23条を次のように改める。

第23条 削除

第2条中滋賀県税条例付則第24条を削る改正規定を削り、同条例付則第25条の改正規定および同条を同条例付則第24条とする改正規定を次のように改める。

付則第25条を次のように改める。

第25条 削除

第2条中滋賀県税条例付則第26条を同条例付則第25条とする改正規定を削る。

付則第1項第2号を次のように改める。

(2) 第1条の2ならびに付則第6項および第7項の規定 平成29年4月1日

付則第1項第3号中「および」の右に「同条例付則第5条の4の改正規定ならびに」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）ならびに付則第3項から第5項までおよび第8項から第13項までの規定 平成31年10月1日

付則第2項中「付則第4条の5」の右に「および第5条の4」を加える。

付則第3項中「付則第1項第2号」を「付則第1項第4号」に、「付則第11項」を「付則第10項」に改める。

付則第4項および第5項中「付則第1項第2号」を「付則第1項第4号」に改める。

付則第10項および第11項を削る。

付則第9項中「平成27年度分および平成28年度分」を「平成31年度分まで」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第8項中「平成29年度」を「平成31年度分の付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割および平成32年度」に、「平成28年度分までの」を「平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第7項中「付則第1項第2号」を「付則第1項第4号」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第6項の前の見出しを削り、同項中「付則第1項第2号」を「付則第1項第4号」に改め、同項を付則第8項とし、付則第5項の次に次の見出しおよび2項を加える。

(自動車税に関する経過措置)

6 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた付則第1項第2号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成27年度分および平成28年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。